

令和 7 年 3 月 2 1 日

関 係 者 各 位

佐世保市 契約課

**「令和 7 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価の運用に係る特例措置」及び
「令和 7 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価等の運用に係る建設関連業務
委託等における特例措置」の実施について**

「令和 7 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価」及び「令和 7 年 3 月から適用する設計業務委託等技術者単価」について、下記のとおり特例措置を実施しますのでお知らせします。

なお、これにより請負代金額（業務委託料）が変更された場合は、既に締結している下請契約金額の見直し（法定福利費を含んだ適切な下請契約の締結）や、技能労働者への賃金水準の引き上げ等について、適切に対応していただきますようお願いします。

記

1 特例措置の概要

建設工事及び建設コンサルタント業務等（以下「建設工事等」という。）の受注者で令和 7 年 3 月 1 日以降に契約を締結したもののうち、旧労務単価又は旧技術者単価を適用している建設工事等については、新労務単価又は新技術者単価に基づく契約に変更するため、工事請負契約書第 6 2 条又は測量・調査設計等業務委託契約書第 5 8 条に基づく請負代金額（業務委託料）の変更の協議を請求することができます。

2 請負代金額（業務委託料）の変更

変更後の請負代金額（業務委託料）については、次の方式により算出します。

変更後の請負代金額（業務委託料）＝ $P_{\text{新}} \times k$

この式において、 $P_{\text{新}}$ 、 k は、それぞれ以下を表します。

$P_{\text{新}}$ ：	新労務単価、新技術者単価及び当初契約時点の物価により積算された予定価格
k ：	当初契約の落札率

3 協議の請求方法

受注者は、別紙様式 1 又は様式 2 を契約課（水道局発注案件は水道局財務課）へ提出し、協議が請求できます。

4 その他

令和7年2月28日以前に契約を締結している建設工事については、佐世保市工事請負契約書第26条第6項（インフレスライド条項）の規定が適用できる可能性があります。

※ 詳しくは、佐世保市ホームページを参照して下さい。

【掲載場所】

事業者の方へ > 工事／建設コンサル > 要綱及び入札契約制度等 > スライド条項に関する内容 > 工事請負契約書第26条第6項（インフレスライド条項）の運用について

以 上

[問合せ先]

- ・ 佐世保市役所契約課 制度担当
電話 0956-24-1111（内線 3207～3208）
- ・ 佐世保市水道局財務課調達係
電話 0956-24-1151（内線 3503～3504）